

仙台市結婚新生活支援補助金

対象となる住宅の“賃貸借費用”について

I. 住宅の賃貸借費用について

- 対象となる費用：「賃料（家賃）」「敷金」「礼金」「共益費」「仲介手数料」
- 対象とならない費用の例：「火災保険料」「物件の清掃代」「鍵交換代」
- 「賃料（家賃）」と「共益費」は3か月分が上限です。
- 勤務先等から住宅手当を受けている場合はその金額を費用から差し引きます。
- 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は、支援額に相当する額を費用から差し引きます。
- 婚姻日より前から賃借している物件も対象です。
- 夫婦の一方が賃借している物件にもう一方が入居する場合、同居開始が婚姻を機としたもので、同居開始日が婚姻日から起算して1年以内の場合は、同居開始日以降の家賃等が対象となります。一方、同居開始が婚姻を機としたものでない場合や、同居開始日が婚姻日から起算して1年を超える場合は、婚姻日以降の賃料（家賃）等が対象となります。

2. 住宅の賃貸借費用に関するQ&A

Q① 婚姻を機に夫婦の一方が賃借している物件にもう一方が入居する場合は対象になりますか？

A① 対象になります。ただし、補助の対象となるのは婚姻を契機とした同居開始後に生じた費用に限ります。

Q② 婚姻前から夫婦が同居している物件の場合は対象になりますか？

A② 対象になります。ただし、補助の対象となるのは婚姻後に生じた費用に限ります。

Q③ 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる賃料（家賃）等は対象になりますか？

A③ 対象になります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅は、仙台市内に所在する必要があります、当該住宅に係る賃料（家賃）等のみが対象となります。

Q④ 新しく購入・賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？

- A④ 対象になります。この場合も所得の計算は親族の所得を含めず、夫婦の所得のみで行います。ただし、住宅の購入や賃借の契約名義が、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合に限ります。
- なお、引越費用については、親族が購入・賃借している住宅であっても、夫婦のいずれかが支払っていれば対象になります。

Q⑤ 親族が保有する物件を賃借または取得した場合は対象になりますか？

- A⑤ 対象になります。ただし、住宅賃借や住宅取得のための契約書により内容が客観的に確認でき、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

Q⑥ 賃料（家賃）について、会社から住宅手当の支給を受けていますが、対象になりますか？

- A⑥ 対象になります。ただし、会社等から支給された住宅手当を補助対象費用から控除します。夫婦それぞれが支給を受けている場合はそれぞれの支給額を合算して控除します。

Q⑦ 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないものの、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、その支払いは敷金として対象になりますか？

- A⑦ 対象になります。なお、申請する敷金が領収書に記載されている内容と同一であることと、賃貸借契約書に記載されている住宅の敷金であることを確認します。

Q⑧ 住宅に係る他の補助制度を受けていますが、仙台市結婚新生活支援補助金と併用できますか？

A⑧ 下記の補助制度を受けている場合は併用できません。また、仙台市結婚新生活支援補助金の申請後に下記制度へ申請する場合も併用できません。ただし、住宅のリフォームについては、請負工事契約が別かつ工期が別である場合は、併用可能です。

- ・こどもみらい住宅支援事業
- ・地域型住宅グリーン事業
- ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業
- ・戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO₂化促進事業
- ・こどもエコすまい支援事業
- ・長期優良住宅化リフォーム推進事業
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業
- ・次世代省エネ建材支援事業
- ・既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- ・住宅エコリフォーム推進事業
- ・住宅・建築物省エネ改修推進事業
- ・高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金
- ・住宅の断熱性能向上のための先進的設備導入促進事業

また、下記制度を申請する場合は仙台市結婚新生活支援補助金の申請に制限がかかります。なお、仙台市結婚新生活支援補助金の申請に制限がかからない場合であっても、下記制度の申請可否については各制度の担当窓口に別途確認してください。

- ・仙台市若年・子育て世帯住み替え支援事業を申請する場合
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅の取得費用を申請できない
 - ・せんだい健幸省エネ住宅補助金（新築向け）
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅の取得費用を申請できない
 - ・仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金
→仙台市結婚新生活支援補助金では住宅のリフォーム費用を申請できない
- ここに記載のない補助金を申請している場合は個別の確認が必要ですので、お問い合わせください。

Q⑨ 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に賃貸借費用や住宅取得費用相当分を支払っている場合や、夫婦のいずれかの名義の口座から賃貸借費用や住宅取得費用相当分が引き落とされている場合は、対象になりますか？

A⑨ いずれの場合も対象になりません。

Q⑩ 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件や勤務先が所有する社宅に入居し、勤務先に対し賃料（家賃）相当額を支払いしている場合は対象になりますか？

- A⑩ 対象になります。賃借人が勤務先であることと、勤務先に対し家賃相当額の支払いをしていることを確認するため、下記の書類を提出してください。
- 賃借人が勤務先であることの確認書類
 - ・社宅使用契約書、入居決定通知書等。このような書類が無い場合は社宅使用申込書
 - 勤務先に対し支払いをしていることの確認書類
 - ・給与明細書等

Q⑪ 月々の賃料（家賃）に駐車場代が含まれている場合、駐車場代は補助の対象になりますか？

- A⑪ 原則、補助の対象なりません。ただし、賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けをできない場合は補助の対象になります。契約書等により駐車場相当額が確認できる場合は月々の賃料（家賃）から当該金額を控除した金額が補助の対象になります。

Q⑫ 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか？

- A⑫ 対象になります。ただし、賃貸借契約により本来貸主がるべき修繕費用ではないことを確認します。